

令和5年度京都府農薬管理指導士養成研修等開催要領

1 目的

京都府の農薬販売者及び防除業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を持つとともに農薬の安全な取扱いと適正な使用について、強い意欲を持つ者を「農薬管理指導士」として認定するため、京都府農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）及び認定試験を実施します。

併せて、すでに京都府農薬管理指導士の認定を受けており、本年度の更新対象となっている者を対象に、更新研修を実施します。

2 日時

(1) 養成研修及び認定試験

ア 養成研修

令和6年1月25日(木) 午前9時30分から午後3時50分まで

令和6年1月26日(金) 午前9時30分から午後2時20分まで

イ 認定試験

令和6年1月26日(金) 午後2時40分から午後3時40分まで

(2) 更新研修

令和6年1月25日(木) 午前9時30分から正午まで

3 会場

キャンパスプラザ京都 第4講義室、第5演習室
(京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939)

4 養成研修内容(計8科目)

ア 農薬一般

イ 農薬取締法

ウ 毒物及び劇物取締法

エ 植物防疫一般

オ 病害虫・雑草防除一般

カ 農薬の安全性評価及び各種基準

キ 農薬の安全使用及び危害防止

ク 農薬管理指導士の任務

5 受講及び受験資格

受講資格は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとし、養成研修を修了した者に対して認定試験を実施する。

ア 販売者又はその従業員

販売者又はその従業員にあつては、現に農薬の販売業務に従事しており、勤務する事業所の所在地(以下「勤務地」という。)が府内にある者

イ 防除業者又はその従業員

防除業者（ゴルフ場関係者や直売所構成員で指導的立場にある者、農業者等）又はその従業員にあっては、現に防除業務に従事しており、勤務地が府内にある者。ただし、農業者にあっては実務経験が2年以上ある者に限る。

ウ 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの資格を有する者

エ その他知事が特に認める者

6 受講の手続

ア 提出書類

(ア) 5のア、イ、及びエに該当する者

a 養成研修受講申請書（様式1）

b 写真（提出前6箇月以内に正面上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(イ) 5のウに該当する者

a 養成研修（特認）受講申請書（様式2）

b 写真（提出前6箇月以内に正面上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

c 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの登録認定証の写し

イ 提出方法

アの書類と官製はがき（裏面は白紙）をエの提出先へ持参又は郵送。

なお、申請書用紙は、京都府農林水産部農産課又は京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課において配付する。また、インターネットにより京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/>）内からダウンロードすることができる。

ウ 受付期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く）の間の午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は令和6年1月15日（月）必着

エ 提出先及び問い合わせ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話（075）414-4959